

社団法人長野県林業公社
経営改善集中実施プラン

平成 20 年 5 月

＜ 目 次 ＞

1	プランの概要について	
	(1) 策定の趣旨	1
	(2) 実施プランの内容	1
	(3) 進捗管理と評価の実施	1
	(4) 公社経営検討委員会	2
2	公社の概要について	2
	(1) 公社設立の目的	2
	(2) 公社の変遷	2
	(3) 公社の果たしてきた役割等	2
	(4) 組織の概要	3
	(5) 社営林の現況	3
	(6) 財務状況	5
3	これまでの経営改善の取組状況と課題等について	6
	(1) 保育の推進	6
	(2) 収入間伐の推進	6
	(3) 施業方法の見直しによるコストダウン	7
	(4) 農林漁業金融公庫の支払利息の軽減措置	7
	(5) 分収率の変更等の検討	7
	(6) 長伐期化に伴う契約変更	8
	(7) 情報公開	8
	(8) 関係機関への支援依頼	8
4	経営改善について	8
	(1) 収入間伐の推進	9
	(2) 分収率の見直しの推進	9
	(3) 森林の評価と木材生産不適地対策の推進	10
	(4) 新たな業務受託の検討	10
	(5) 情報の公開	10
	(6) 関係機関への支援依頼	10
5	健全な森林管理の推進について	11
	(1) 病虫獣害対策の推進	11
	(2) 森林の評価による効率的な森林管理の推進	12
	(3) 長伐期化の推進	12
	(4) 土地所有者への情報提供と所有権情報の確認等	12
	(5) 保育等の事業計画	12
6	公社の体制整備について	12
7	長期収支予測について	13
	[参考資料]	26

(社) 長野県林業公社経営改善集中実施プラン

1 プランの概要について

(1) 策定の趣旨

社団法人長野県林業公社（以下公社という）は平成17年5月に長野県林業公社経営改善計画を策定して、既契約地の健全な森林管理の推進、農林漁業金融公庫の支払利息の軽減措置の実施及び分収率見直しの検討など、様々な経営改善に取り組んできました。

しかしながら、公社を取巻く環境は、木材価格が長期にわたり依然として低迷していることや、森林整備等に要する経費を借入に抛らざるを得ない状況が続いていることなど、厳しさが一層増しています。

更に、ニホンジカ、ツキノワグマをはじめとする病虫獣害は近年急激な拡大傾向にあり、テープ巻きをはじめとする防除対策経費の増加など公社の経営に大きな影響が出ています。

長野県行政機構審議会の外郭団体見直し検証専門部会における審議を経て公表された「県の外郭団体のあり方について（答申）」を受け、長野県がまとめた長野県出資等外郭団体「改革基本方針」（改訂版）が公表されました。改革基本方針は「経営改善の推進」とされ、長野県と公社が連携して累積債務軽減のための収入間伐の積極的な実施や分収率の見直し等を内容とする抜本的な経営改善計画を策定することとされています。

このような状況に対応して、公社自らが累積債務縮減のための効率的かつ集中的な経営改善に取り組んでいくための計画を策定することとしました。

このため、公社内に、学識経験者、林業関係団体、市町村及び県関係者等から成る公社経営検討委員会を設置し、経営改善と森林整備の推進等を内容とする「社団法人長野県林業公社経営改善集中実施プラン（案）」を作成しました。

(2) 実施プランの内容

○ 計画期間

平成20年度から24年度までの5ヵ年とし、5年毎に計画の見直しを行います。

○ 計画内容

5年間（経営改善集中取組期間）に集中して実施する経営改善の計画（目標）及び長期収支予測

(3) 進捗管理と評価の実施

計画を実行して一層の経営改善を進めていくため、公社自ら、毎年度、計画に対する取組みの進捗管理、評価を行います。

(4) 公社経営検討委員会

委員、開催状況等 別紙1 のとおり

2 公社の概要について

(1) 公社設立の目的

長野県内における、造林、育林等による森林及び林業に関する事業を行うことにより、森林資源の造成、国土の保全、水源のかん養、林野の高度利用等を図り、もって農山村地域の経済の振興及び地域住民の福祉の向上に寄与します。

(2) 公社の変遷

昭和 41 年	長野県造林公社が設立され、分収林造林事業を開始しました
昭和 47 年	特定森林地域開発林道維持管理事業として林道の維持管理を開始、林道事業に着手しました
昭和 57 年	長野県林業公社に社名変更しました
昭和 59 年	分収林特別措置法に基づく森林整備法人の認定を受け、分収育林事業を開始しました
平成 14 年	林道事業を廃止、受託部門を縮小して森林整備法人に特化することとなりました
平成 17 年	公社経営改善計画を策定しました

(3) 公社の果たしてきた役割等

公社設立以降、森林所有者による自主的な整備が進まない森林整備の担い手として、地理的条件が悪い山間地において計画的に造林を進め、地域の雇用の確保や経済の振興に一定の役割を果たしてきました。

近年、森林は、水源かん養や国土保全、地球温暖化防止に寄与する二酸化炭素の吸収源等、その公益的機能が注目されています。

社営林の公益的機能の評価額について、日本学術会議が算出した森林の評価額の手法（平成 13 年）に準じて試算すると、524 億円になります。

森林の公益的機能の評価額

(単位：億円)

機 能	公社評価額	(参考) 長野県評価額
二酸化炭素吸収機能	11	642
化石燃料代替機能	1	63
水資源貯留機能	68	3,960
洪水緩和機能	33	1,963
水質浄化機能	105	6,147
表面侵食防止機能	215	12,614
表層崩壊防止機能	61	3,546
保健・レクリエーション機能	30	1,746
計	524	30,681

注1：公社評価額は長野県評価額（長野県面積1,056,215ha）をもとに、公社面積18,050haとして算出しました

注2：長野県評価額は日本学術会議が算出した森林の評価額の手法（平成13年）により算出したもの。（平成18年度長野県森林・林業白書）

(4) 組織の概要（平成20年1月現在）

社 員： 65 名（長野県、62市町村、1財産組合、県森連）

理 事： 13 名（理事長（知事）、副理事長（県派遣職員、常勤）、11理事）

監 事： 3 名

職 員： 12 名（プロパー職員 7名、県派遣職員 3名、嘱託職員 2名）

(5) 社営林の現況

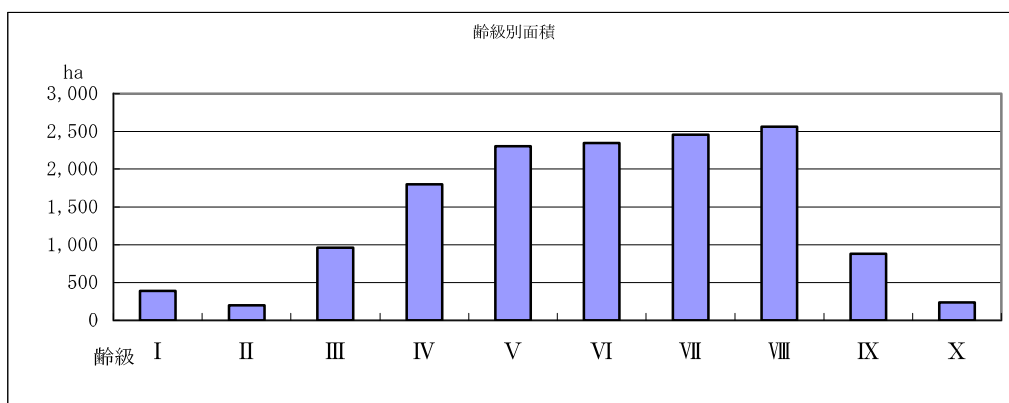
- 公社の契約面積は、分収造林と分収育林を併せて18,050haです。県内民有林面積の約2.7%を占めています。

所有区分別契約面積

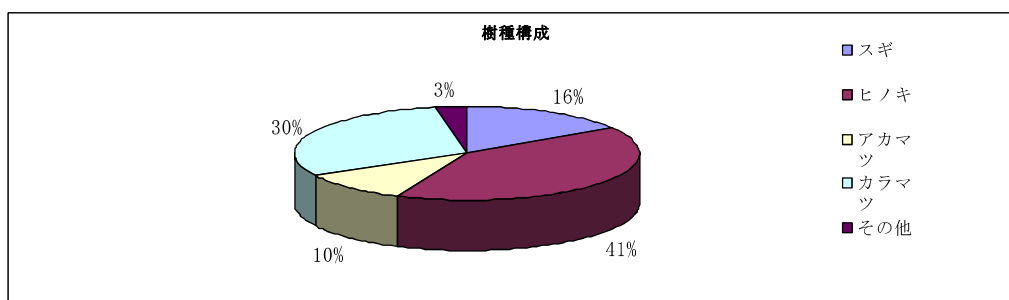
(単位：面積 ha)

所有区分	団地数	契約面積	左の比率(%)
市町村有	193	5,616	31
財産区有	46	1,656	9
共有	239	3,805	21
個人有	345	3,222	18
団体有	131	3,134	17
その他	43	617	4
計	997	18,050	100

齢級別面積



樹種構成



樹種別齢級別の施業対象面積 (平成19年3月末現在) (単位: ha)

齢級	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	計	
面積	389	197	961	1,800	2,302	2,343	2,453	2,562	880	235	14,122	
内訳	スギ	38	4	111	221	365	469	537	376	69	33	2,223
	ヒノキ	296	154	776	1,231	1,414	1,051	592	211	56	14	5,795
	アカマツ			2	4	37	192	318	619	208	58	1,438
	カラマツ	55	37	74	324	395	495	948	1,337	486	84	4,235
	その他針・広				20	91	136	58	19	61	46	431

注 齢級は、林齢を5年できくったもの(例: 林齢1~5年生をI齢級と表します)

間伐を中心とした保育を必要とする4~8齢級(16~40年生)の森林が全体の81%を占めています。

また、植栽された樹種はヒノキが41%と最も多く、カラマツ30%、スギ16%、アカマツ10%の順となっています。

地域別の契約面積は、下伊那事務所管内が33%と最も多く、続いて上伊那支所管内13%、木曾支所管内12%などとなっています。

- 分収率とは、土地所有者と造林者（公社）の造林契約の場合、造林による収益を分収する割合のことであり、契約した時期や林齢により異なります。

分収率の現況

分収 造林	契約時期の区分	S41.7～S62.5	S62.6～H10.6	H10.7～H14.3
	公 社	55%	60%	70%
	土地所有者	45%	40%	30%

分収 育林	契約時の林齢	11～15	16～20	21以上
	公 社	30%	25%	20%
	土地所有者	70%	75%	80%

(6) 財務状況

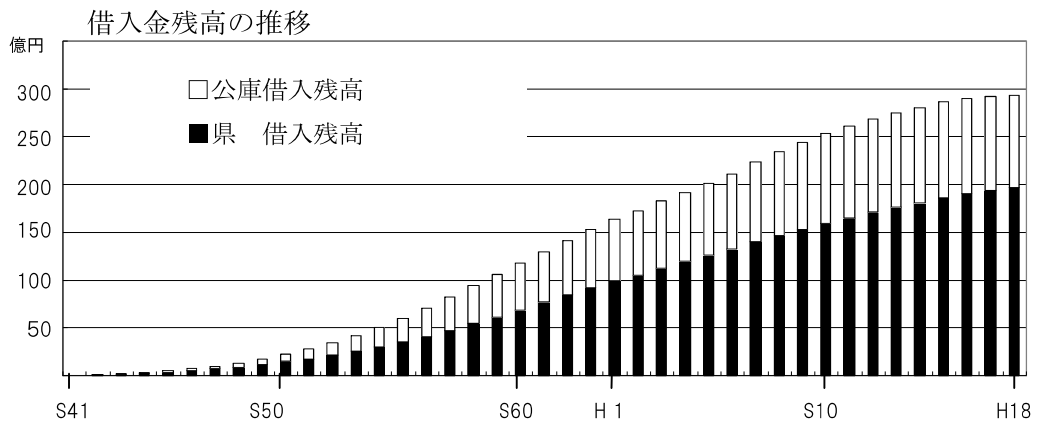
公社は自己資金がないことから、造林事業に必要な資金について、補助金以外は農林漁業金融公庫及び県からの借入金によって賅っています。このため、木材収入の得られない現段階においては、多額の債務を抱えざるを得ない状況です。

また、公庫及び県の元金償還が始まっていますが、償還金の財源は県の貸付金によって賅っている状況です。

借入金の残高（平成18年度末）

（単位：億円）

公庫資金	県（元金）	県（利息）	計
97	129	68	294



3 これまでの経営改善の取組状況と課題等について

公社は、これまで、国の補助制度等の活用や県の支援措置などにより経営改善に努めてきました。平成 17 年度以降は、長野県林業公社経営改善計画に基づいて取組みを進めました。

- ① 保育の推進
- ② 収入間伐の推進
- ③ 施業方法の見直しによるコストダウン
- ④ 農林漁業金融公庫の支払利息の軽減措置
- ⑤ 分収率の変更等の検討
- ⑥ 長伐期化に伴う契約変更
- ⑦ 情報公開
- ⑧ 関係機関への支援依頼

(1) 保育の推進

除伐、間伐など、施業指針等に基づき計画的に整備を進めました。平成 18 年度には、1,641ha、事業費 3 億 1,000 万円余を実施しました。

県の南部を中心に、ニホンジカやツキノワグマなどの獣害防除が緊急の課題となっており、テープ巻きなどの対策を重点的に実施しました。広い団地において長期に亘って防除するには限界があるため、広域的な協力体制の中で防除していくことも必要となっています。

保育の実施状況 (単位：ha、百万円)

区 分	H16 年度	H17 年度	H18 年度	計
除間伐・間伐	367	526	535	1,428
獣害防除(テープ巻き他)	95	280	449	824
下刈、除伐、枝打ほか	775	806	657	2,238
面積 計 (ha)	1,237	1,612	1,641	4,490
事業費 (百万円)	285	334	314	933

(2) 収入間伐の推進

平成 16 年度から 18 年度までの 3 年間に 59 ha を実施して、2,000 万円以上の売上げを確保しました。

契約地に木材の搬出路がないため搬出コストが大きくなってしまうこと、高標高地での林木の生育が十分でなく収入間伐の適期に達していないなど、採算が取れる林分の選定が困難な状況となっています。

収入間伐の実施状況 (単位：箇所、ha、千円)

区 分	H16 年度	H17 年度	H18 年度	計
実施箇所数 (箇所)	2	5	7	14
面 積 (ha)	11	24	24	59
売上げ額 (千円)	3,394	5,998	10,730	20,122

(3) 施業方法の見直しによるコストダウン

枝打ちについて、スギトビグサレ発生地や施業効果の高い箇所を選定して実施しました。

(4) 農林漁業金融公庫の支払利息の軽減措置

平成 16～18 年度の 3 年間で 12 億 5,000 万円の利息を軽減しました。

○ 低金利資金への借換

平成 16 年度から 18 年度までの高利資金から低利資金への借換え実績は 16 億 3,000 万円であり、将来の利息の軽減効果は 6 億 1,000 万円となりました。平成 19 年度において 1 億 4,800 万円を借換えて、その利息の軽減効果は 3,700 万円となりました。

農林漁業金融公庫資金の借換の実績

区 分	H16 年度	H17 年度	H18 年度	計
借換額 (千円)	928,561	283,991	418,691	1,631,243
利息軽減効果 (百万円)	399	112	99	610

○ 高金利資金の繰上償還

平成 17 年度から 18 年度までの高金利資金の繰上償還は、3 億 8,000 万円を実施し、将来の利息軽減効果は 6 億 4,000 万円となりました。

農林漁業金融公庫資金の繰上償還の実績

区 分	H17 年度	H18 年度	計
繰上償還額 (千円)	211,990	170,690	382,680
利息軽減効果 (百万円)	367	271	638

これらの公庫の制度は、平成 19 年度をもって終了する予定です。

(5) 分収率の変更等の検討

分収率の見直しに対する町村担当者の意向について聞き取り調査を実施したほか、他県公社等の情報収集を行いました。

(6) 長伐期化に伴う契約変更

通常の標準的な伐期では木材価格の低迷等により収益が見込めない状況にあり、主伐時期の平準化への対応等も必要なことから、主伐時期を延長して長伐期化を推進するため、土地所有者への内容説明、権利関係の確認、契約の変更等に取り組みました。

契約してから長期間が経過して、土地所有者の不在化や世代交代などにより権利関係が不明確になってきている状況があります。

所有権の確認等について、土地所有者の理解と協力が不可欠であることや、所有権の確認に要する事務量が大きいという課題があります。

長伐期化に伴う分収造林変更契約状況 (平成19年3月末現在)

契約件数	変更済み	要変更	対象外(変更不要)
1,087	459	249	379

(7) 情報公開

ホームページに業務概要、予算・決算、入札状況等を公開しました。

また、入札方法として、受注希望型競争入札制度を一部の事業で実施しました。

(8) 関係機関への支援依頼

全国森林整備協会を通じて国へ森林整備関係予算の充実等を要望したほか、関係市町村には、有利な公庫資金の借入のため森林整備合理化計画の樹立のお願いや、森林整備地域活動支援交付金の予算化のお願いなどを実施しました。

4 経営改善について

社員である市町村及び県並びに土地所有者、国等の関係者の協力と支援を得ながら経営の改善に集中的に取り組めます。5年間の経営改善計画を計画的に進め、累積債務の縮減を図ります。

- ① 収入間伐の推進
- ② 分収率の見直しの推進
- ③ 森林の評価と木材生産不適地対策の推進
- ④ 新たな業務受託の検討
- ⑤ 情報の公開
- ⑥ 関係機関への支援依頼

(1) 収入間伐の推進

間伐対象林分において収入間伐を積極的に実施し、収入の確保を図ります。

収入間伐の計画 (単位：ha)

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
面 積	5 0	5 0	5 0	6 5	8 0

(2) 分収率の見直しの推進

分収率を公社 70：土地所有者 30に見直します。

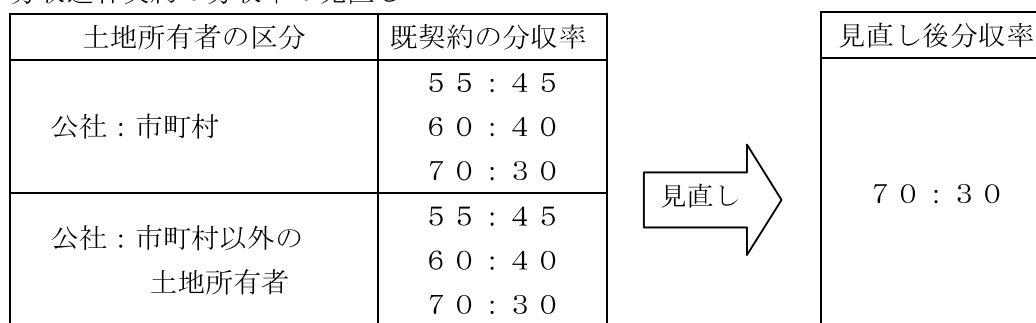
- 分収造林契約書における分収率について、契約期間が長期となり、木材価格の低迷や賃金単価の上昇など、社会情勢等の変化に対応するため、土地所有者等の理解を得ながら見直しを実施します。

既契約の分収率を、平成 10 年以降に新規契約した場合に適用した率と同じ 70：30（公社：土地所有者）に見直します。

対象となる 37 市町村への説明、協議、契約変更などを、他の土地所有者より優先して集中的に行います。

市町村との見直しが終了した後、他の土地所有者との見直しに取組みます。

分収造林契約の分収率の見直し



注 1 現在の契約が 70:30 の場合は変更しません。

注 2 変更契約の附帯事項として、分収率について社会情勢等が著しく変化した場合に協議することが出来ることとします。

分収率見直しの計画

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
土地所有者	3 7 市町村			市町村以外	

(3) 森林の評価と木材生産不適地対策の推進

森林の評価を行い木材生産不適地について契約解除、除地化等を行います。

- 被害が拡大しつつある病虫獣害地等を優先して森林の評価を実施し、経営上の観点から森林を区分（木材生産Ⅰ～Ⅲ、木材生産不適地）して、それぞれの区分に対応した効率的な施業等を実施します。（別表1及び別表2参照）
特に、木材生産不適地に区分される森林については、土地所有者と協議を進め、契約解除、除地化等の対応により、経営面積の縮減（合理化）を図ります。
- 契約解除に伴う借入金の償還により、将来に発生する利息等を大幅に軽減させることができますが、償還財源の確保が必要となります。

森林の評価を行う団地数の計画

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
団地数	30	40	50	60	72

注 森林評価の基準等については、後述の「森林の評価による効率的な森林管理の推進」の項目を参照

(4) 新たな業務受託の検討

公社が森林整備の推進に対して広く貢献するとともに収入の確保を図るため、新たな業務の受託の可能性等について、県など関係者とともに検討します。

例：私有林の管理の受け皿として、公社経営森林近隣地域の森林の管理受託
放置森林の解消に向けた取組として、個人有林等の施業計画作成受託等

(5) 情報の公開

- ホームページを活用して、引続き、業務概要、予算、決算、入札状況等を掲載します。
また、新たに、毎年度、経営改善の進捗状況・評価を掲載します。
- 公社の造林事業について、要件により受注希望型競争入札制度を実施して、入札状況等を公開します。

(6) 関係機関への支援依頼

適正な森林管理と実効ある経営改善とするため、関係機関に支援の依頼を行います。

- 国に対する支援依頼について
 - ・ 公社の安定的な事業展開を確保するため、森林整備事業関係予算の充実と農林漁業金融公庫資金制度の拡充・強化等
- 県に対する支援依頼について
 - ・ 平成9年度以前の県借入金利息の軽減
 - ・ 人的支援並びに県派遣職員の人件費の県費負担
 - ・ 農林漁業金融公庫資金に対する利子助成制度の継続
 - ・ 林道及び作業道の路網整備の促進
- 市町村に対する支援依頼について
 - ・ 農林漁業金融公庫の無利子資金借入れや利子助成の条件である「森林整備合理化計画」の更新
 - ・ 林道及び作業道の路網整備の推進
 - ・ 作業路の開設並びに既設作業路の維持管理経費の援助
 - ・ 公社作業道の林道への編入
 - ・ 森林整備地域活動支援交付金の予算化
 - ・ 病虫獣害対策の充実・強化
- 農林漁業金融公庫に対する支援依頼について
 - ・ 長伐期化に向けた新たな低金利資金の創設

5 健全な森林管理の推進について

分収林契約に基づいて健全な森林の造成を進めます。

- ① 病虫獣害対策の推進
- ② 森林の評価による効率的な森林管理の推進
- ③ 長伐期化の推進
- ④ 土地所有者への情報提供と所有権情報の確認等
- ⑤ 保育等の事業計画

(1) 病虫獣害対策の推進

- ニホンジカやツキノワグマなどの獣害防除のため、樹幹へのテープ巻き等による防除、防護柵の設置及び維持補修などを実施します。
- 松くい虫等の病虫被害発生地については、契約者である土地所有者と協議して防除対策等を行います。
- トビグサレ発生地及び危険地において、その対策として枝打ちを実施します。
- 長野県林業総合センターと連携して試験地の設定などを行い、効果的かつ効率的な防除方法の検討を進めます。

(2) 森林の評価による効率的な森林管理の推進

- 被害が拡大しつつある病虫獣害地を優先して調査を行い、森林を経営上の観点から評価します。その結果により区分された森林ごとに、施業体系を基本的な方針として効率的かつ適切な施業等を実施していきます。
 - ・森林評価の基準 別表1 のとおり
 - ・森林評価区分と施業体系 別表2 のとおり
- 森林評価による区分のうち「木材生産Ⅲ」に区分される森林については、針広混交林へ誘導し、将来的な非皆伐施業などを含めた具体的な施業方法等を検討していきます。

(3) 長伐期化の推進

- 当初契約の主伐時期を延長して長伐期化するため、契約期間を延長する必要があります。土地所有者への説明、所有権変動の確認等の契約変更事務に集中的に取り組めます。

長伐期化の契約変更の計画 (単位：団地)

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
団地数	53	46	50	50	50

(4) 土地所有者への情報提供と所有権情報の確認等

- 公社経営の現況、事業実施状況及び実施方針等について、公社便りなどにより土地所有者へ情報提供を行います。

また、土地所有者に対して所有権の移転や相続等の移動についての情報提供を依頼するとともに、所有権の情報について確認等の作業を進めます。
- これらの業務の実施に当たって、契約、実施事業、所有者等の様々な情報を効率的に作成・管理できるシステムの構築に努めます。

(5) 保育等の事業計画

- 国等の支援策を活用し、低コストに努めます。
- 保育等の事業計画 別表3 のとおり

6 公社の体制整備について

- 本計画の推進に当たって、効率的な組織体制のもとに各事業に取り組めます。

職員の体制は、経営状況を考慮して最小限としますが、今後10年以内にプロパー職員の9割が定年に達する状況に対応して、新たな職員の採用を行っていく必要があります。

また、長野県の派遣職員による支援の継続を引続き要望していきます。

- 業務の外部委託によるコストの縮減及び新管理体制の構築等について検討します。

例 電子データによる分収林管理システムの構築と保守の外部委託等

7 長期収支予測について

長期収支予測によると、平成 88（最終）年度に、27 億 3,900 万円の累積債務が残ります。

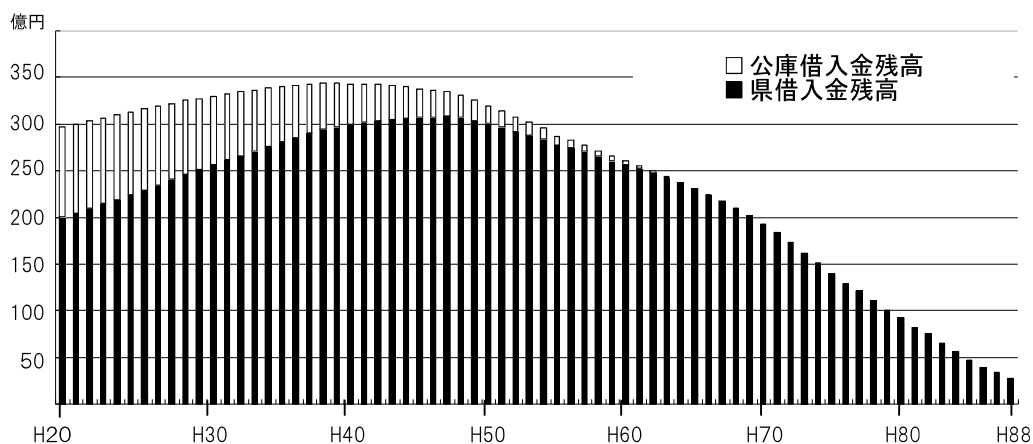
- 会社の長期的な収支について、次のとおり一定の条件の下で予測しました。
 - ・予測の期間 : 昭和 41 年度から平成 88 年度（1966～2076）110 年間
 - ・予測の対象森林面積 : 13,587 ha

長期収支予測結果

（単位：百万円）

	区 分	金 額	摘 要
収 入	補 助 金	17,991	森林造成事業補助金
	交 付 金 他	3,127	自己資金、地域活動支援交付金
	公庫借入金	11,998	農林漁業金融公庫
	県借入金	43,807	
	木材収入	87,364	間伐、主伐
	計	164,287	
支 出	事 業 費	71,586	保育・林産事業
	管 理 費	7,910	
	公庫償還金	24,107	
	県償還金	48,309	
	分収交付金	12,375	
	計	164,287	
	累積債務	2,739	県借入総額（利息含む）－償還額＝ 51,048－48,309＝2,739 （県借入未償還金）

借入金残高（累積債務）の推移



<予測の基本条件>

(1) 収入の部

ア 補助金

新たに制度化された人工林整理伐を含めた森林整備の事業費に対する、森林造成事業等の補助金を見込みました。

イ 交付金（地域活動支援交付金）

9 齢級までの森林を算定対象としました。

ウ 公庫借入金

補助対象事業は、事業費から補助金を差し引いた額の 90%相当額を借入対象としました。非補助対象事業は、事業費の 90%相当額を借入対象としました。

エ 県借入金

総支出から補助金、公庫借入金、木材収入を差し引いた残金を借入対象としました。

オ 木材収入

「長野県の木材市況」（平成 19 年長野県林務部公表資料）の木材価格を使用しました。

木材価格

(単位：円/m³)

区 分	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ
径 12cm～	8,000	10,400	5,000	9,800
径 18cm～	11,300	26,800	—	—
径 24cm～	14,400	26,100	11,100	13,600

(2) 支出の部

ア 事業費

労務単価は13,800円(平成19年度長野県単価 普通作業員)としました。

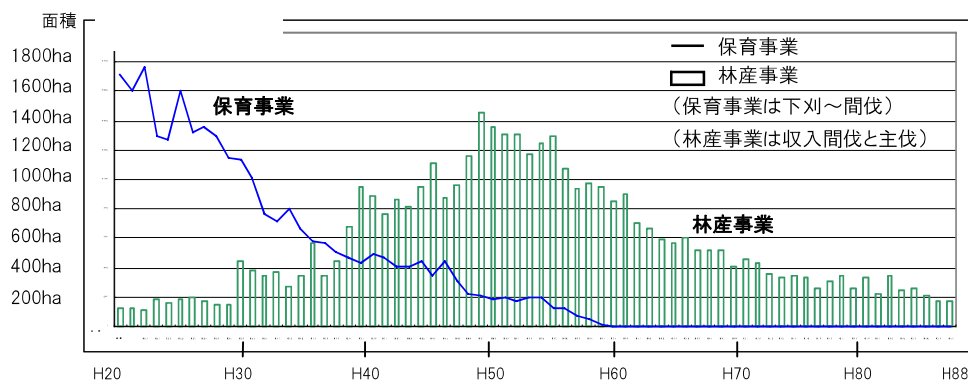
森林の評価区分に対応した事業計画として、除伐、間伐などの保育事業及び間伐材の搬出や主伐などの林産事業に要する事業費を積算しました。

主な事業量(平成20年度～平成88年度)

保育事業(下刈、除伐、枝打ち、つる切、間伐等) 25,400 ha

林産事業(収入間伐、主伐) 40,300 ha

事業量の推移



イ 管理費

人件費はプロパー職員の給与等であり、事務費は人件費の30%相当額としました。

ウ 公庫償還金

借入の利率は平成19年度の平均的な値である1.9%及び2.0%としました。

エ 県償還金

償還条件は、昭和41年から平成9年度までの借入金について5%複利の35年据置、平成10年度以降については、無利子の50年据置き一括償還としました。

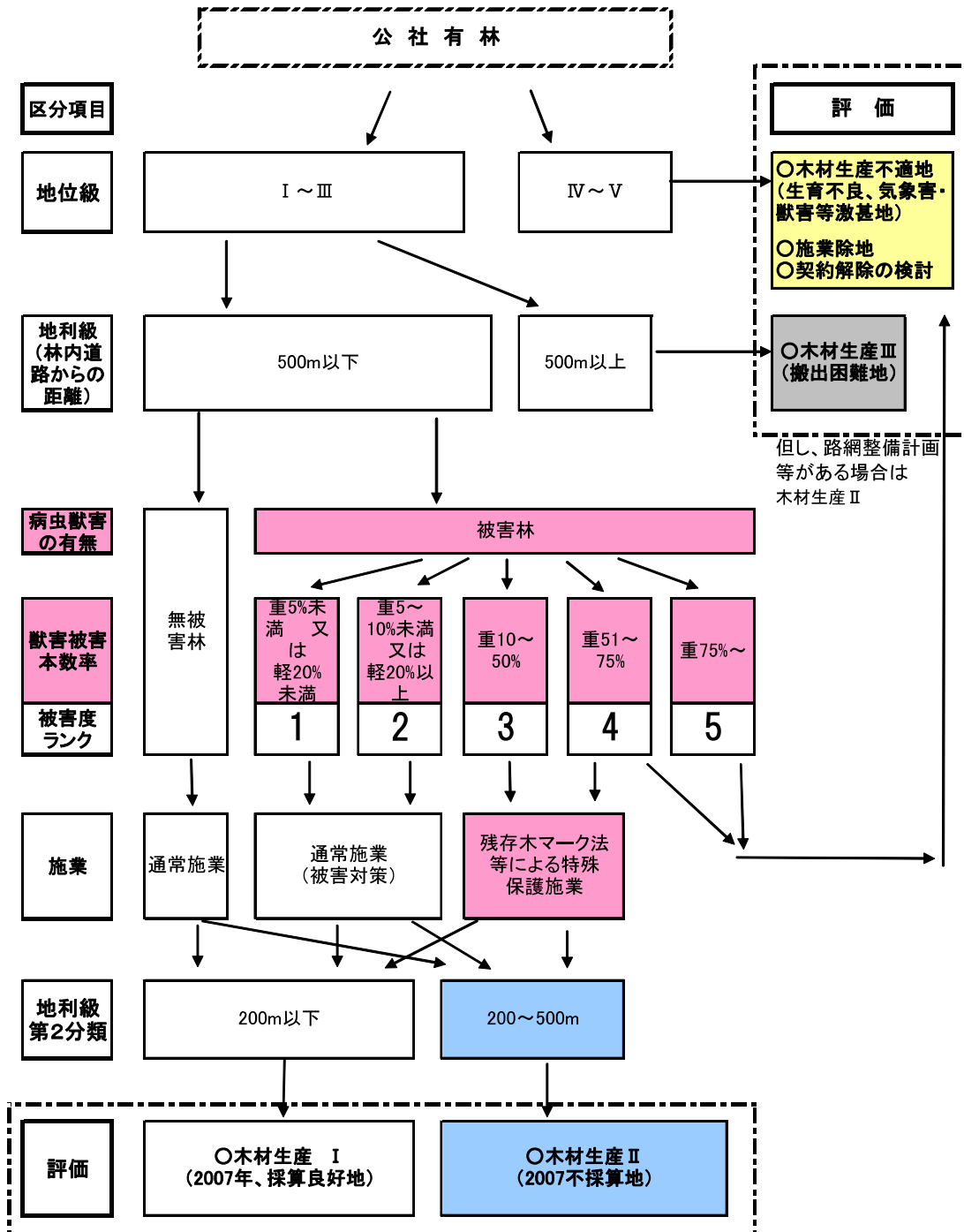
オ 分収交付金

分収造林契約においては、公社：土地所有者の率を70：30としました。

分収育林契約においては契約ごとの率としました。

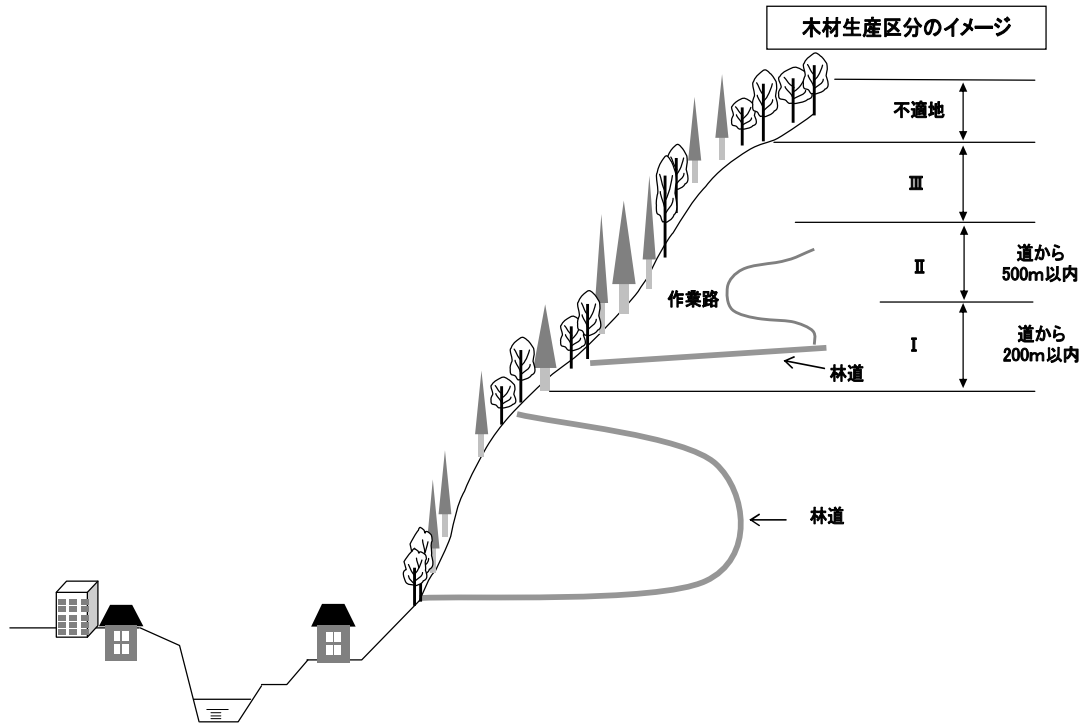
別表1

森林評価の基準



別表2

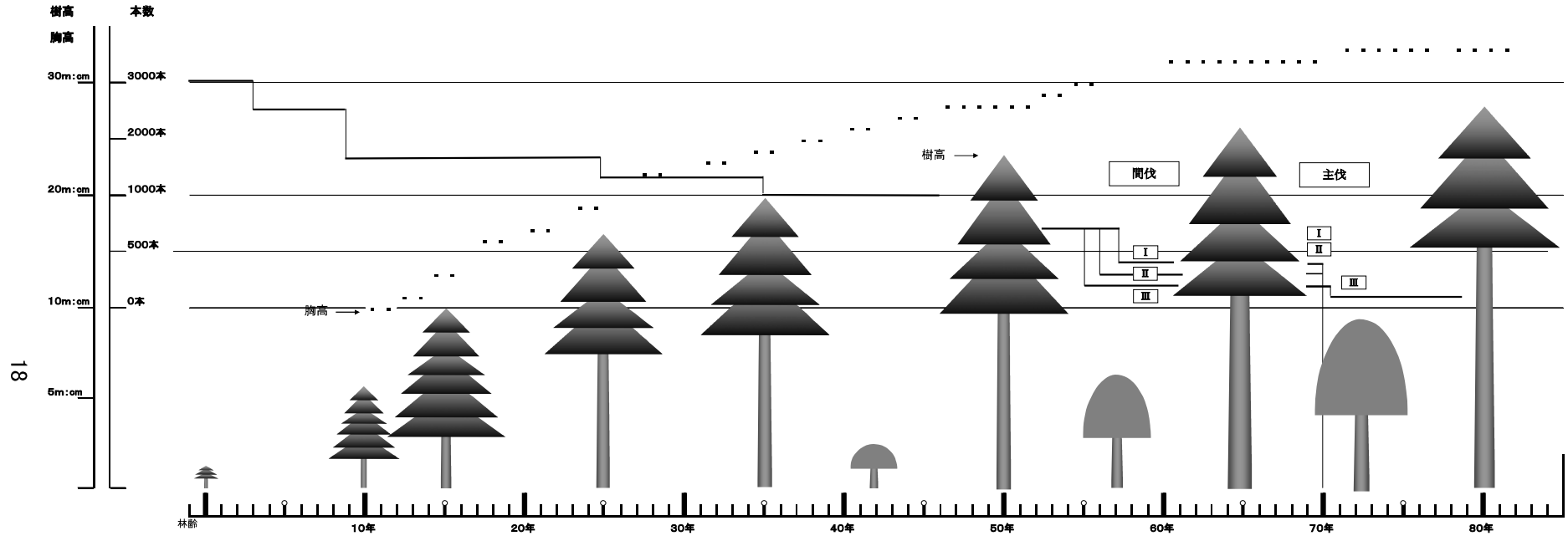
森林評価区分と施業体系



区分	施業の方針
木材生産Ⅰ	標準の施業
木材生産Ⅱ	強度な間伐による下層植生の誘導
木材生産Ⅲ	植栽木と広葉樹の針広混交林へ誘導

木材生産 I ~ III 施業体系

スギ



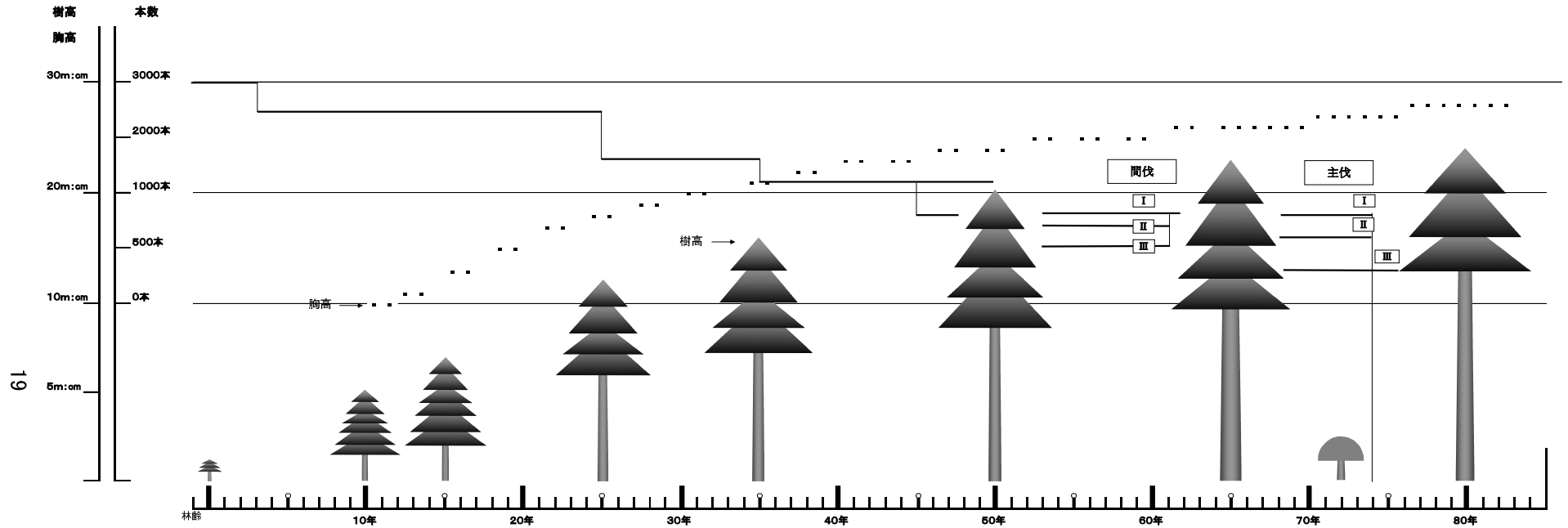
18

施業内容				樹高 16 m		樹高 20 m		樹高 24 m		樹高 26 m		樹高 28 m	
				年次	回数	数量	胸高	本数	胸高	材積	胸高	材積	胸高
事業の種類	植栽	1		3,000本									
	下刈	1~5	5										
	除伐	10	1										
	枝打	10~20	2	2.4 m									
	除間伐	15	1										
	間伐①	25	1										
	間伐②	35	1										
	間伐③	50	1										
	間伐④	60	1										
	主伐	70	1										

		樹高 16 m		樹高 20 m		樹高 24 m		樹高 26 m		樹高 28 m	
		胸高	本数	胸高	本数	胸高	本数	胸高	本数	胸高	本数
除伐	枝打	19cm	1,800本	23cm	1,000本	28cm	700本	32cm	450本	33cm	400本
	除間伐	19cm	1,300本	23cm	1,000本	28cm	700本	32cm	450本	33cm	400本
木材生産Ⅰ	間伐①	1300本	25年 間伐	1300→1000 300本	35年 間伐	1000→700 300本	50年 間伐	700→450 250本	60年 間伐	450本	70年 主伐
	間伐②	1300本	25年 間伐	1300→1000 300本	35年 間伐	1000→700 300本	50年 間伐	700→400 300本	60年 間伐	400本	70年 主伐
木材生産Ⅱ	間伐③	1300本	25年 間伐	1300→1000 300本	35年 間伐	1000→700 300本	50年 間伐	700→400 300本	60年 間伐	400本	70年 主伐
	間伐④	1300本	25年 間伐	1300→1000 300本	35年 間伐	1000→700 300本	50年 間伐	700→400 300本	60年 間伐	400本	70年 主伐
木材生産Ⅲ	間伐③	1300本	25年 間伐	1300→1000 300本	35年 間伐	1000→700 300本	50年 間伐	700→400 300本	60年 間伐	400本	70年 主伐
	間伐④	1300本	25年 間伐	1300→1000 300本	35年 間伐	1000→700 300本	50年 間伐	700→400 300本	60年 間伐	400本	70年 主伐

木材生産 I ~ III 施業体系

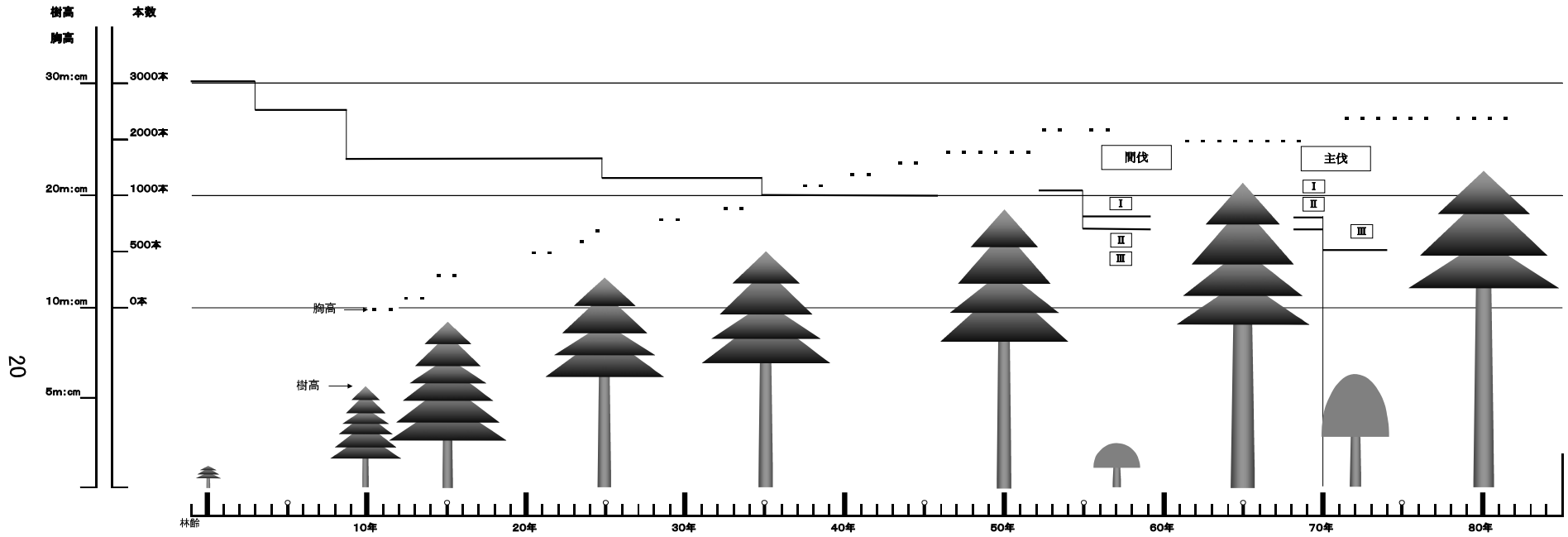
ヒノキ



19

施業内容				樹高 12 m	樹高 16 m	樹高 18 m	樹高 19 m		
植栽	1		3,000本	胸高 16cm	胸高 20cm	胸高 22cm	胸高 25cm		
下刈	1~5	5		材積 245m ³	材積 340m ³	材積 400m ³	材積 380m ³		
除伐	10	1		本数 1800本	本数 1300本	本数 1100本	本数 800本		
枝打	10~20	2	2.4 m						
除間伐	10~25	2							
事業の種類	間伐①	25	1	間伐①	間伐②	間伐③	間伐④	主伐	
	間伐②	35	1	1800本	1800→1300 500本	1300→1100 200本	1100→800 300本	800本	
	間伐③	50	1	25年 間伐	35年 間伐	50年 間伐	65年 間伐	80年 主伐	
	間伐④	65	1	木材生産Ⅱ	1800本	1800→1300 500本	1300→1100 200本	1100→700 400本	700本
	主伐	80	1	25年 間伐	35年 間伐	50年 間伐	65年 間伐	80年 主伐	
	木材生産Ⅲ	1800本	1800→1300 500本	1300→1100 200本	1100→800 500本	600→100 500本			
	25年 間伐	35年 間伐	50年 間伐	65年 間伐	80年 主伐				

木材生産 I ~ III 施業体系 アカマツ



20

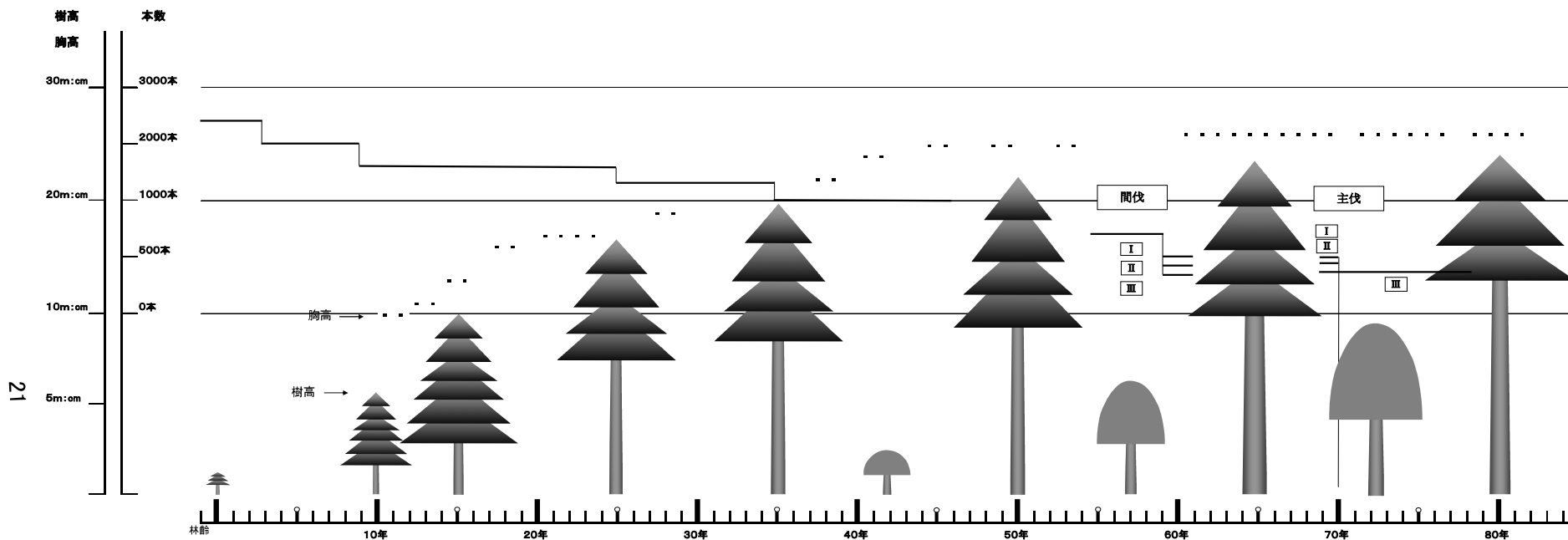
施業内容				年次	回数	数量		
事業の種類	植栽	1		3,000本				
	下刈	1~5	5					
	除伐	10	1				除伐	
	枝打							
	除間伐	15	1				除間伐	
	間伐①							
間伐②	40	1						
間伐③	60	1						
主伐	70	1						

		樹高 13 m	樹高 16 m	樹高 19 m	樹高 21 m	樹高 22 m
		胸高 14cm	胸高 19cm	胸高 21cm	胸高 25cm	胸高 26cm
		材積 230m ³	材積 310m ³	材積 385m ³	材積 390m ³	材積 420m ³
		本数 2000本	本数 1700本	本数 1200本	本数 800本	本数 800本

		間伐②	間伐③	主伐
木材生産 I	I	1700→1200 500本 40年 間伐	1200→800 400本 60年 間伐	800本 70年 主伐
木材生産 II	II	1700→1200 500本 40年 間伐	1200→700 500本 60年 間伐	700本 70年 主伐
木材生産 III	III	1700→1200 500本 40年 間伐	1200→700 500本 60年 間伐	700→200 500本 70年 主伐

木材生産 I ~ III 施業体系

カラマツ

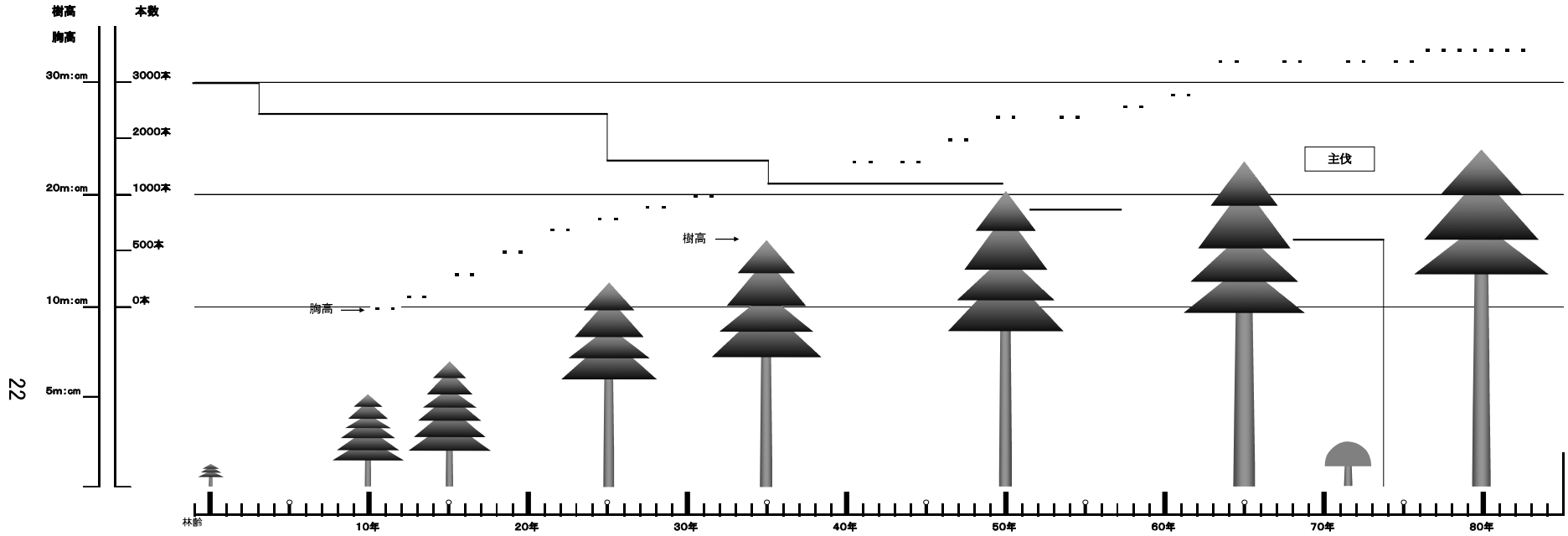


21

事業内容	年次	回数	数量	樹高 16 m				
				樹高	胸高	材積	本数	間伐
植栽	1		2,300本	17 m	16cm	240m ³	1100本	
下刈	1~4	4		21 m	20cm	340m ³	800本	
除伐	10	1		23 m	24cm	340m ³	500本	
枝打				24 m	27cm	310m ³	350本	
除間伐	15~20	1		24 m	30cm	280m ³	250本	
間伐①	35	1		木材生産 I				800本 35年 間伐
間伐②	50	1		木材生産 II				800本 35年 間伐
間伐③	60	1		木材生産 III				800本 35年 間伐
主伐	70	1		木材生産 I				350本 70年 主伐
				木材生産 II				300本 70年 主伐
				木材生産 III				300本 70年 主伐

木材生産 I ~ III 施業体系

トウヒ



22

施業内容				年次	回数	数量
事業の種類	植栽	1		3,000本		
	下刈	1~5	5			
	除伐	10	1			
	枝打					
	除間伐	15~20	1			
	間伐①	40	1			
	間伐②	60	1			
	間伐③	70	1			
	間伐④	70	1			
	主伐	71	1			

樹高	胸高	材積	本数
13 m	15cm	260m ³	2,300本
16 m	17cm	406m ³	2,000本
19 m	22cm	515m ³	1,400本
21 m	24cm	580m ³	1,200本
22 m	28cm	470m ³	600本

木材生産	間伐	本数	年次
木材生産 I	間伐①	1700本	40年 間伐
	間伐②	1200本	60年 間伐
木材生産 II	間伐③	1700本	40年 間伐
	間伐④	900本	60年 間伐
木材生産 III	間伐④	1600本	40年 間伐
	主伐	600本	70年 主伐

別表 3

○保育等の事業計画 (単位：ha (作業路・柵はm))

年度 区分	H20	H21	H22	H23	H24
復旧造林	1	0	0	0	0
下刈	10	7	3	3	2
除伐	233	169	113	70	72
除間伐	385	373	429	311	235
間伐	224	315	409	412	431
枝打ち	317	334	200	214	160
つる切・くず枯殺	118	40	52	50	51
獣害防除	589	479	386	417	341
計 (ha)	1,877	1,717	1,592	1,477	1,292
作業路補修等 (m)	600	500	500	500	500
シカ柵 (m)	850	1,000	1,000	1,000	1,000

別紙 1

○ 社団法人長野県林業公社経営検討委員会について

1 公社経営検討委員会 委員 (◎印 委員長 ○印 委員長代理)

氏 名	所 属 な ど
◎ 植 木 達 人	信州大学農学部教授
内 村 孝 英	内村孝英税理士事務所
浜 田 久美子	作家
吉 澤 悦 史	飯伊森林組合参事
森 本 一 美	木曾森林組合参事
牟 木 謙一郎	長野森林組合専務理事
宮 原 毅	青木村長
○ 中 川 豊	大鹿村長
長 岡 始	大桑村長
河 野 幹 男	野沢温泉村長
大日方 英 雄	長野県森林組合連合会長
原 隆 文	長野県林務部森林政策課長
轟 敏 喜	長野県林務部林業振興課長
久 米 義 輝	長野県林務部森林整備課長
片 桐 明	長野県林務部信州の木活用課長
倉 科 利 男	長野県林業公社副理事長

2 施業方針検討部会 委員 (◎印 部会長)

氏 名	所 属 な ど
◎ 植 木 達 人	信州大学農学部教授
浜 田 久美子	作家
吉 澤 悦 史	飯伊森林組合参事
森 本 一 美	木曾森林組合参事
牟 木 謙一郎	長野森林組合専務理事
久 米 義 輝	長野県林務部森林整備課長
片 倉 正 行	長野県林業総合センター育林部長
倉 科 利 男	長野県林業公社副理事長

3 開催状況

経営検討委員会

開催回	年月日	内 容
1	平成 19 年 8 月 28 日	経営計画（仮称）案策定の手順、林業公社を取巻く状況、林業公社の現状と課題について
2	9 月 28 日	課題に対する今後の方向について
3	11 月 20 日	課題に対する今後の方向、経営計画（仮称）の骨子について
4	12 月 20 日	経営計画（仮称）素案について
5	平成 20 年 1 月 29 日	経営改善集中実施プラン（案）について

施業方針検討部会

開催回	年月日	内 容
1	平成 19 年 8 月 28 日	検討課題について
2	9 月 19 日	獣害状況・収入間伐実施状況等の現地検討（下伊那郡大鹿村）
3	9 月 28 日	現地調査の結果について
4	11 月 7 日	獣害等の被害現況、森林の評価及び施業について

4 検討内容

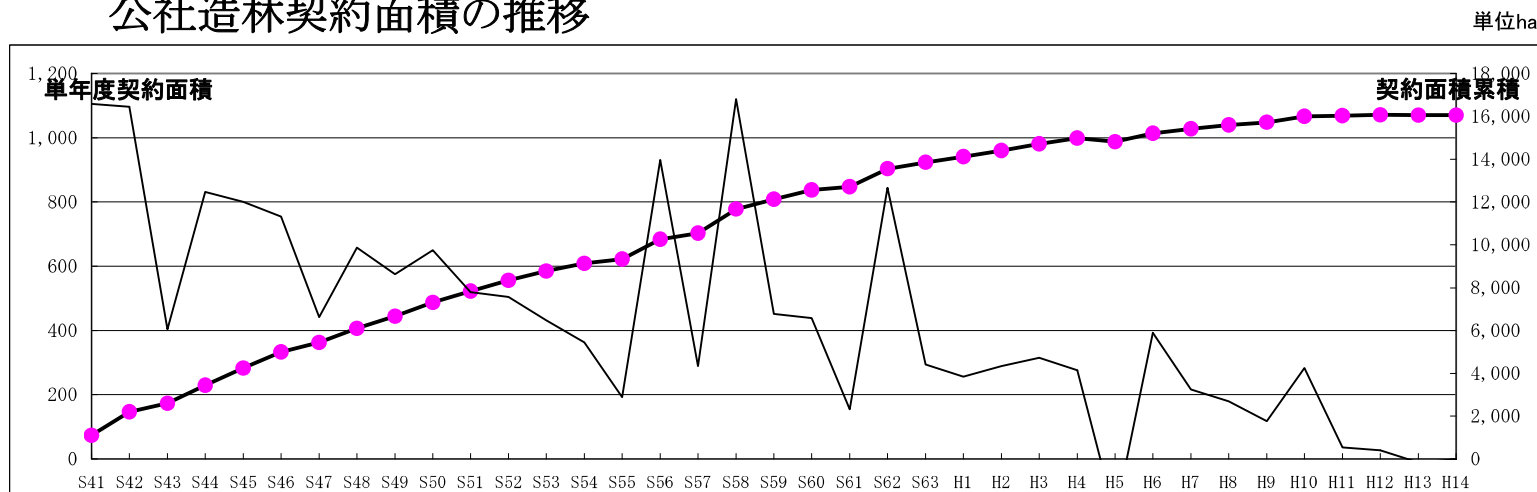
○ 経営検討委員会

- ・分収林契約における分収率の見直しについて検討
- ・公社経営計画（仮称）の骨子案について検討
- ・長期収支予測の計算因子等について検討
- ・見直しする分収率の決定等
- ・経営改善集中実施プラン案の検討

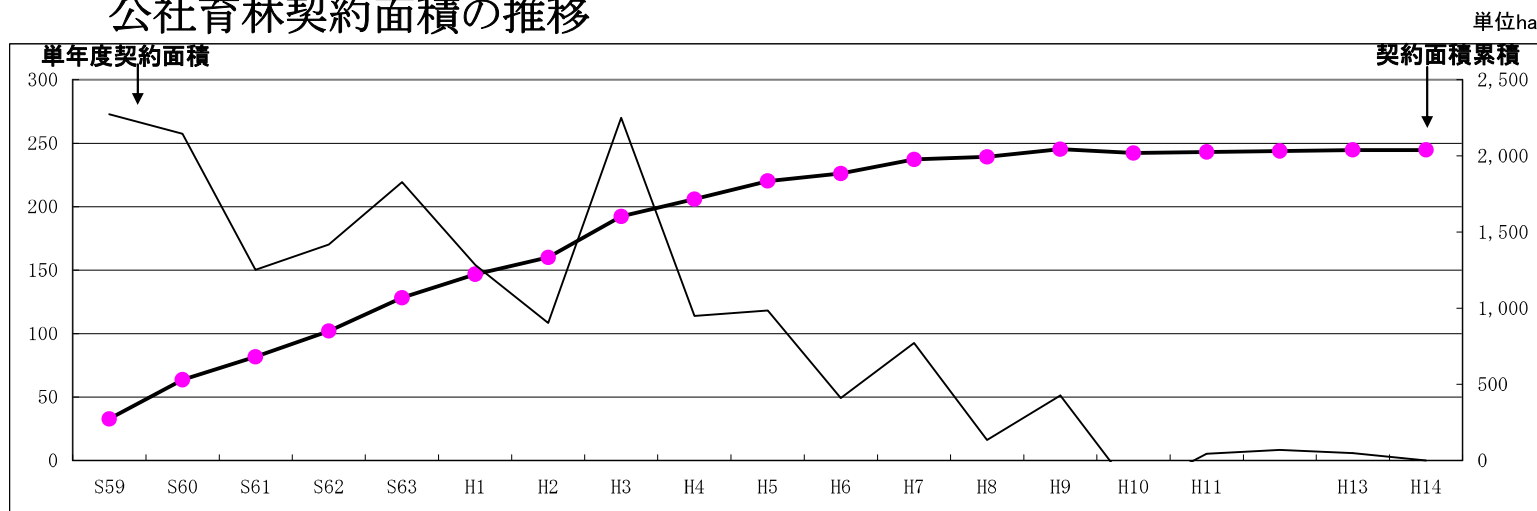
○ 施業方針検討部会

- ・獣害地、収入間伐地の現地検討の実施
- ・獣害状況の詳細調査等の実施
- ・森林の評価方法及び施業方針の検討

公社造林契約面積の推移



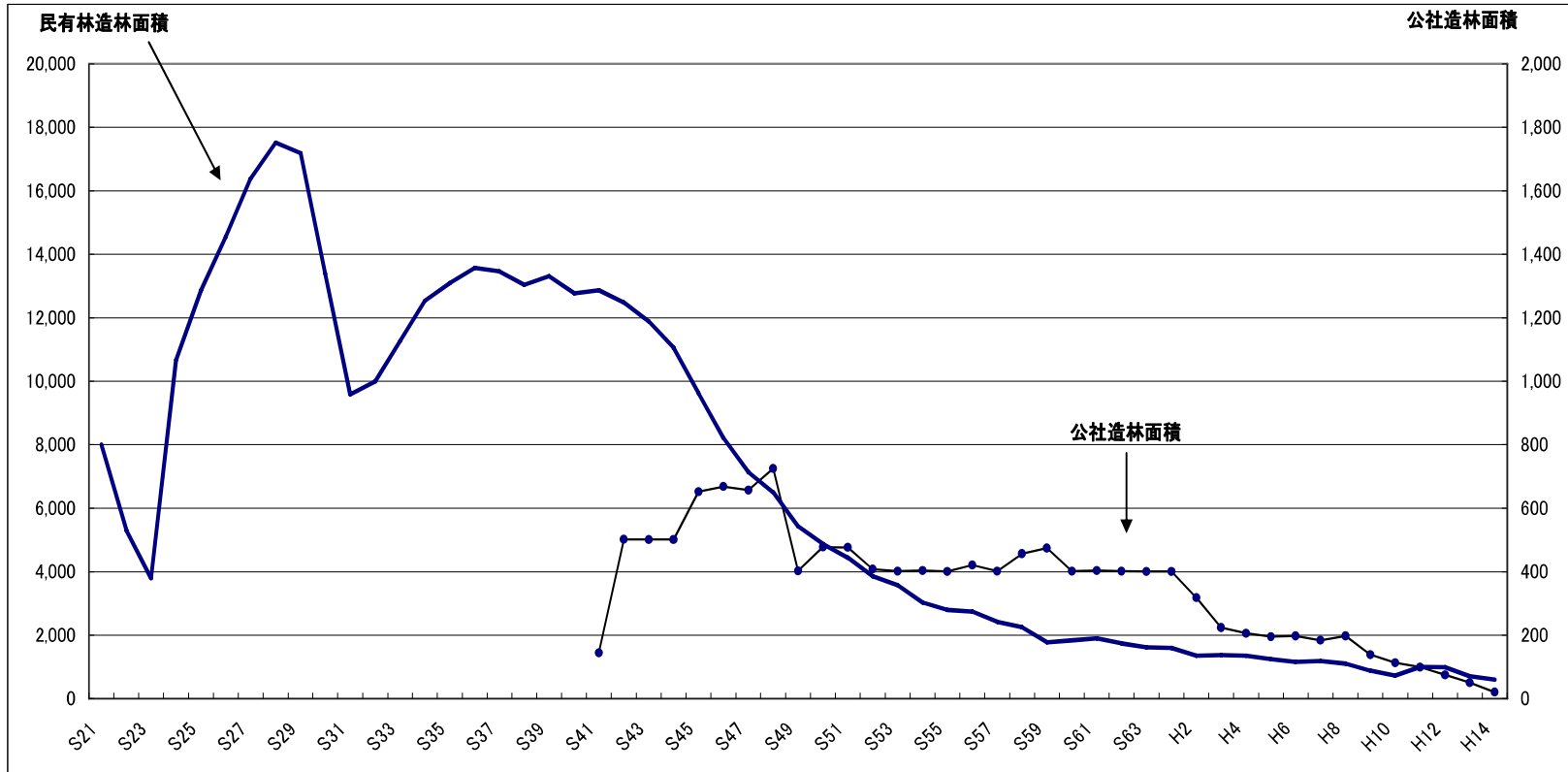
公社育林契約面積の推移



[参考資料]

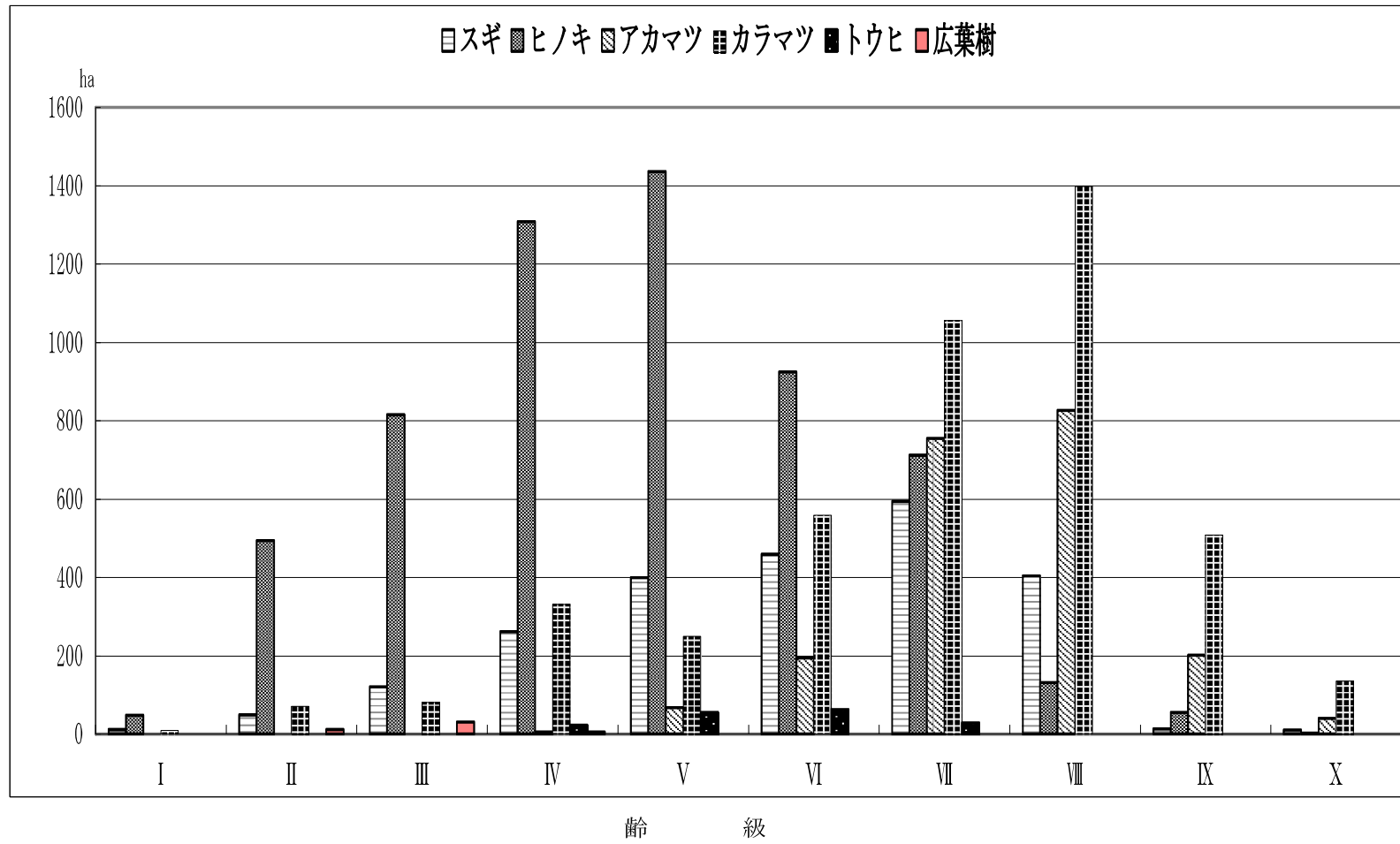
公社造林面積と長野県民有林造林面積の推移

単位ha



公社営林の樹種別構成表

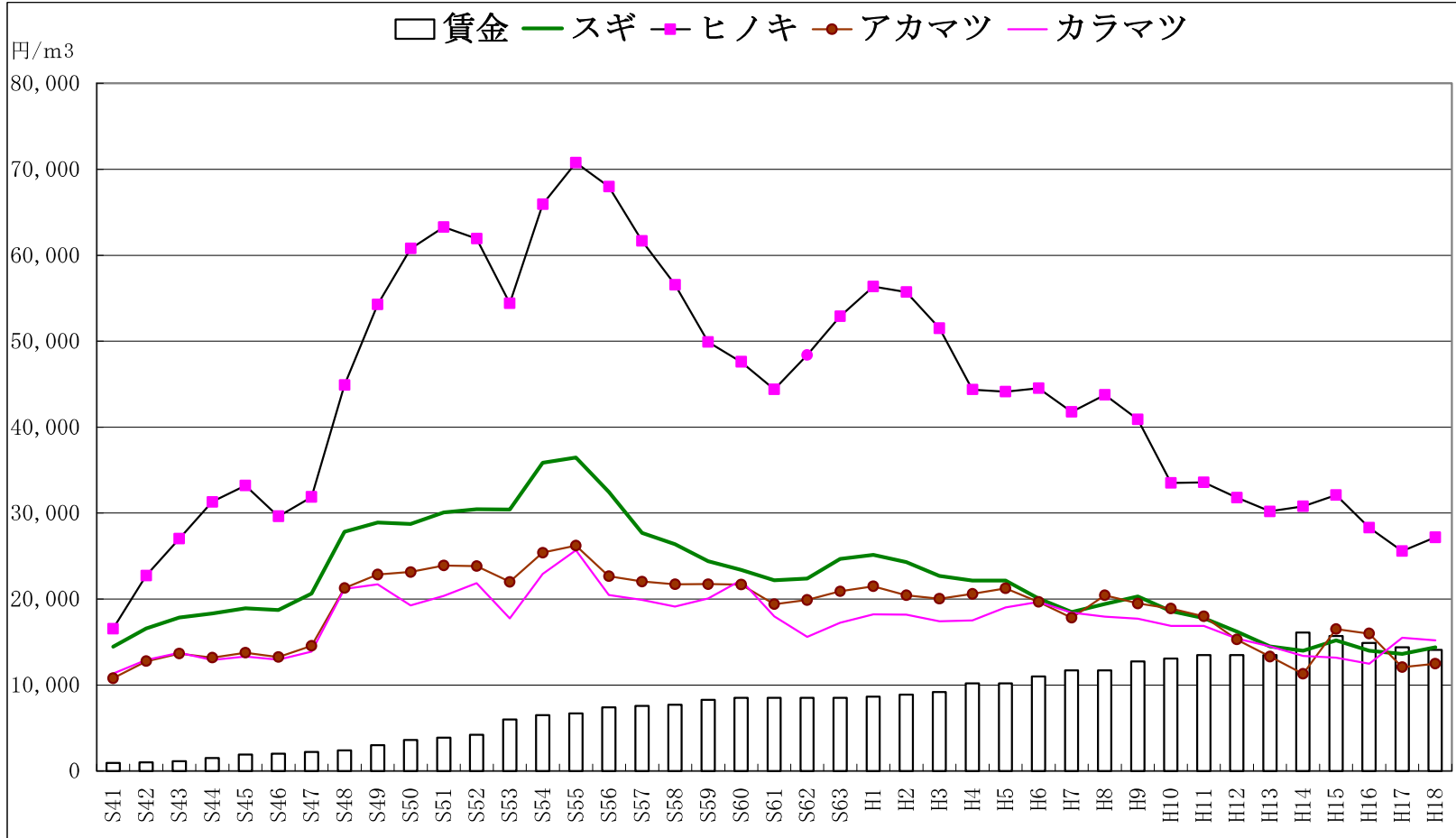
(単位：ha)



木材価格の推移

単位 木材価格円/m3 賃金円/一日

29



注)1 木材価格は平成18年 長野県木材統計
 注)2 賃金は会社の基準賃金単価